

○鳩山町総合教育会議運営要綱

(平成 27 年 11 月 12 日告示第 85 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する鳩山町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会議)

第 3 条 会議は、町長が招集し、議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 構成員は、会議において事務の調整が行われた事項については、その結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第 4 条 会議は、前条第 2 項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は、これを公開する。ただし、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書に該当すると議長が判断したときは、これを公開しないことができる。

(傍聴)

第 6 条 会議の傍聴については、鳩山町教育委員会傍聴人規則（平成 6 年教育委員会規則第 1 号）の規定を準用する。この場合において、鳩山町教育委員会傍聴人規則中「教育長」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(議事録の作成及び公表)

第 7 条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 開会及び閉会の年月日並びに時刻

(2) 会議開催の場所

(3) 出席した構成員の氏名

(4) 構成員以外に出席した者の氏名

(5) 会議に付議した事項

(6) 発言の趣旨及び発言者の氏名

(7) その他必要と認める事項

2 議事録は、公表するものとする。ただし、第5条ただし書の規定により会議を公開しないこととした部分は、非公開とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。